

仕様書

1 件名

特定信書便運送業務

2 契約方法

サイズごとの信書便1件あたりの運送単価に基づく単価契約とする。

3 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務内容

請負者は、集荷した信書等（以下、荷物という。）を、発注者が指定した届け先に運送し、配達するものとする。

(1) 荷物の集荷

①定期集荷

原則として、毎日15時00分から16時00分までの間を目途に、共済組合へ直接集荷を行うものとする。

なお、集荷日については、以下の期間等を除く。

- ・土曜日及び日曜日
- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・令和7年12月29日から令和8年1月3日までの期間

②臨時集荷

①のほか、共済組合から依頼があった場合、指定された日時及び場所に直接集荷を行うものとする。

(2) 運送及び配達

集荷した荷物について、厳重な管理のもと、破損等がないよう十分留意し確実に配達するものとする。

また、運送状況が明らかとなる措置をし、共済組合が求めた場合、当該配達を確実に行われたことを証するものを提示できるようにするものとする。

(3) その他

使用する発送袋及び運送伝票等は、請負者が用意することとし、特定信書便の規格に適したものとする。

また、運送伝票の「発送元欄」及び「届け先欄」には、共済組合が指定した住所、宛名等を印字したものを指定した日までに用意するものとする。ただし、発注者が簡易に出力できるシステム等を提供する場合には、この限りではない。

5 予定数量

令和7年度特定信書便運送業務年間予定数量のとおりとする。ただし、予定数量については、過去の実績等を踏まえ算出された数量であり、令和7年度の数量を保証するものではない。

6 届け先

令和7年度特定信書便運送業務届け先一覧のとおりとする。

7 配達日数等

- (1) 荷物は、原則、集荷日の翌日に配達が可能であるものとする。
- (2) 荷物に関する責任は、請負者が発注者から集荷した時に始まり、発注者が指定した届け先へ荷物の配達を完了したときに終わるものとする。

8 事故等の発生時

請負者は、荷物の紛失、損傷、著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったとき、または、その恐れがあるときは、臨機の措置を講じるとともに、直ちにその旨を発注者に連絡し、必要な指示を受け、処置しなければならない。

9 請求方法等

- (1) 請負者は、発送完了後、1か月毎に請求書を作成し提出するものとする。ただし、発注者が簡易に出力できるシステム等を提供する場合には、この限りではない。
- (2) 支払いは、正当な請求書を受領した日の翌月末日までに支払うものとする。
- (3) 発注者から請求書作成単位について指定があった場合は、指定ごとに作成し請求するものとし、支払いに関し契約書で定める遅延利息が発生した場合は、請求書ごとに適用するものとする。

10 その他

- (1) 特定信書便事業者として総務省の許可を受けていること。
- (2) 請負者は、本業務で知り得た事項について、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項、または疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、これを定めるものとする。

令和7年度特定信書便運送業務 届け先一覧

所属所名	担当課等	電話番号	郵便番号	住所
宇部市	職員課	0836-34-8132	755-8601	宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市	共済会	0836-34-8751	755-8601	宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市交通局	交通事業課	0836-31-1133	759-0134	宇部市大字善和203番地90
宇部市水道局	総務企画課	0836-21-2269	755-0022	宇部市神原町一丁目8番3号
防府市	人事課	0835-25-2217	747-8501	防府市寿町7番1号
下松市	総務課	0833-45-1808	744-8585	下松市大手町3丁目3番3号
和木町	企画総務課	0827-52-2135	740-8501	山口県玖珂郡和木町和木1丁目1-1
上関町	総務課	0820-62-0311	742-1402	熊毛郡上関町大字長島448番地
平生町	総務課	0820-56-7111	742-1195	熊毛郡平生町大字平生町210-1
田布施町	総務課	0820-52-2111	742-1592	熊毛郡田布施町大字下田布施3440番地1
阿武町	総務課	08388-2-3110	759-3622	山口県阿武郡阿武町大字奈古2636番地
周南地区福祉施設組合	事務局	0834-21-3641	745-0811	周南市五月町12-2
玖珂地方老人福祉施設組合	久楽荘	0827-82-2129	742-0332	岩国市玖珂町6382番地
玖珂地方老人福祉施設組合	松風荘	0827-75-2104	740-0602	岩国市本郷町本郷2090番地
周東環境衛生組合	事務局	0820-22-2270	742-0023	柳井市南浜四丁目5番13号
熊南総合事務組合		0820-57-0530	742-1107	熊毛郡平生町大字曾根4 3 3 - 3
周南地区衛生施設組合	総務課	0833-43-2636	744-0061	下松市大字河内3 4 0
柳井地区広域消防組合	総務課	0820-23-7772	742-0031	山口県柳井市南町五丁目4番1号
岩国地区消防組合	総務課	0827-31-0193	740-0037	岩国市愛宕町一丁目4-1
光地区消防組合	総務課	0833-74-5601	743-0011	光市光井六丁目16番1号
周南東部環境施設組合	業務係	0820-48-2442	743-0103	山口県光市大字岩田1 2 0 4 番地 3
防府市上下水道局	総務課	0835-23-2512	747-0841	防府市仁井令町13番1号
柳井地域広域水道企業団	総務課	0820-28-5333	742-0111	柳井市日積13854番地
宇部・山陽小野田消防組合	総務課	0836-21-6112	755-0027	宇部市港町二丁目3番30号
山口県後期高齢者医療広域連合	総務課	083-921-7122	753-0072	山口市大手町9番1 1 号 山口県自治会館4階
萩・長門清掃一部事務組合		0838-24-5349	758-0063	萩市大字山田12406番地
周南市ポートレース事業局	周南市人事課で事務処理			
光市水道局	業務課	0833-71-0700	743-0063	光市島田一丁目17番1号
下関市ポートレース企業局	ポートレース事業課	083-246-1161	752-8511	下関市長府松小田東町1-1
下松市上下水道局	企画総務課	0833-41-2150	744-8585	下松市大手町三丁目3番2号
美祢市病院事業局	経営企画室	0837-52-1700	759-2212	美祢市大嶺町東分11313番地1
美祢市上下水道局	管理業務課	0837-52-0795	759-2212	美祢市大嶺町東分326番地1
周南市	人事課	0834-22-8254	745-8655	周南市岐山通1丁目1番地
周南市上下水道局	総務課	0834-22-8613	745-8655	周南市岐山通1丁目1番地
周防大島町	総務課	0820-74-1000	742-2192	山口県大島郡周防大島町大字小松126-2
周防大島町病院事業局	総務課	0820-74-2332	742-2106	山口県大島郡周防大島町小松1388-6
光市	総務課	0833-72-1402	743-8501	光市中央六丁目1番1号
光市病院局	経営企画課	0833-72-2728	743-8561	光市光ヶ丘6番1号
下関市	総務部職員課	083-231-1140	751-8521	下関市南部町1-1
下関市上下水道局	企画総務課	083-231-8852	750-8525	下関市春日町7番3 2 号
柳井市	総務課	0820-22-2111	742-8714	柳井市南町一丁目1 0 番 2 号
萩市	人事課	0838-25-1239	758-8555	萩市大字江向510番地
長門市	総務課	0837-23-1114	759-4192	長門市東深川1339番地2
山陽小野田市	人事課	0836-82-1135	756-8601	山陽小野田市日の出一丁目1番1号
山陽小野田市水道局	総務課	0836-83-4111	756-0092	山陽小野田市新生一丁目8番2 2 号
山口市役所	職員課	083-934-2715	753-8650	山口県山口市龜山町2-1
岩国市	職員課	0827-29-5036	740-8585	岩国市今津町一丁目14番51号
岩国市水道局	総務課	0827-22-3711	740-0022	山口県岩国市山手町4丁目4-14
山口県市町総合事務組合	総務班	083-925-6611	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館内
美祢市	総務課	0837-52-1111	759-2292	美祢市大嶺町東分326番地1
下関市立市民病院	人事研修班	083-224-3835	750-8520	下関市向洋町一丁目1 3 - 1

令和7年度特定信書便運送業務 年間予定数量

重量		1kgまで	2kgまで	5kgまで	10kgまで	15kgまで	20kgまで
都道府県		数量	数量	数量	数量	数量	数量
山口	山口県	170	190	90	45	5	5

※ 届け先一覧中に、単価が異なるもしくは別途料金が必要な届け先がある場合、総価の算出には、最も多くの届け先に適用される単価を使用してください。